

現行の環境確保条例第136条及び騒音に係る規制基準（別表第13）

第136条 何人も、第68条第1項、第80条及び第129条から前条までの規定に定めるもののほか、別表第13に掲げる規制基準（規制基準を定めていないものについては、人の健康又は生活環境に障害を及ぼすおそれのない程度）を超えるばい煙、粉じん、有害ガス、汚水、騒音、振動又は悪臭の発生をさせてはならない。

別表第13 日常生活等に適用する規制基準

1 騒音

区域の区分		時間の区分	敷地境界における音量(単位 デシベル)
種別	該当地域		
第一種区域	1 第一種低層住居専用地域	午前6時から 午前8時まで	40
	2 第二種低層住居専用地域	午前8時から 午後7時まで	45
	3 AA地域※	午後7時から 午後11時まで	40
	4 東京都文京地区建築条例第2条の規定により定められた第一種文教地区	午後11時から 翌日午前6時まで	40
	5 前各号に掲げる地域に接する地先及び水面 ※環境基本法に基づき、特に静穏を要する地域として指定された地域。現在清瀬市の一部が該当。		
第二種区域	1 第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域及び準住居地域であって第一種区域に該当する区域を除く地域	午前6時から 午前8時まで	45
		午前8時から 午後7時まで	50
	2 無指定地域（第一種区域及び第三種区域に該当する区域を除く。）	午後7時から 午後11時まで	45
		午後11時から 翌日午前6時まで	45
第三種区域	1 近隣商業地域（第一種区域に該当する区域を除く。）	午前6時から 午前8時まで	55
		午前8時から 午後8時まで	60
	2 商業地域（第一種区域及び第四種区域に該当する区域を除く。）	午後8時から 午後11時まで	55
	3 準工業地域	午後11時から 翌日午前6時まで	50
	4 工業地域		
5 前各号に掲げる地域に接する地先及び水面			
第四種区域	商業地域であって知事が指定する地域※ ※千代田区、中央区、港区、新宿区、台東区、渋谷区、豊島区の一部	午前6時から 午前8時まで	60
		午前8時から 午後8時まで	70
		午後8時から 午後11時まで	60
		午後11時から 翌日午前6時まで	55

(以下省略)

【騒音の目安】（「新・公害防止の技術と法規 2014（騒音・振動編）」を基に作成）

騒音レベル (デシベル)	30	40	50	60	70	80	90	100
(場所)	静かな住宅地の夜	図書館の館内の昼	平均的な事務所内	普通の会話	静かな街頭	セミの声 騒々しい街頭	バス車内 地下鉄電車内	ガイド下